

社会教育の適切な実施の確保に関する規則

令和2年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、社会教育の政治的中立性、継続性及び安定性の確保、地域住民の意向の反映並びに学校教育との連携を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項第1号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）のうち、教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するもの等を定めるものとする。

(対象事務)

第2条 前条に規定する教育活動と密接な関連を有する事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成31年3月条例第34号。以下「条例」という。）本則第1号に規定する特定社会教育機関の設置及び廃止に関する事務
- (2) 条例本則第1号に規定する特定社会教育機関の管理に関する事務のうち、新たに開始し、又は終了することにより教育活動の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるもの

(意見の聴取)

第3条 市長は、法第8条の2の規定により教育委員会の意見を聴かなければならないこととされている事項のほか、社会教育の適切な実施を確保するために必要があると認める事項について、教育委員会の意見を聴くことができる。

(情報の提供)

第4条 市長は、教育委員会に対し、教育委員会の職務に関して必要と認める特定事務の管理及び執行に係る情報を提供するものとする。

(施行細目の委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、文化スポーツ局長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。